

稲沢市立牧川小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和8年4月

◎ いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為です。本校は、いじめはすべての児童に起こりうる問題ととらえ、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「稲沢市立牧川小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

<いじめの未然防止の取組>

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進めます。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、異学年交流や体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 集会等でいじめの未然防止に向けた講話を行います。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。高学年には携帯安全教室を実施します。

<いじめの早期発見の取組>

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる言動に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整えます。
- イ 心のアンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- エ 保護者アンケートを実施し、児童からの情報だけでは気付かない部分についても、いじめに関する情報を収集します。
- オ 通学の旗当番の保護者や下校の防犯パトロールの方々から情報を得るように努めます。
- カ 年度当初にいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整えます。

<いじめに対する措置>

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- オ いじめが起きた集団へののはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行います。

<重大事態への対応>

重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。

<学校の取組に対する検証・見直し>

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。